

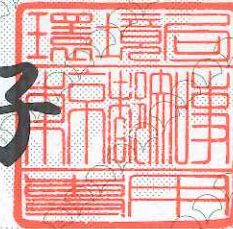
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区本木南町18番8号

氏名 有限会社片野商事
代表取締役 片野 隆一第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 7月23日

許可の有効年月日 平成35年 7月22日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 収集運搬(積替え保管を含む)
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上10種類)
(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上3種類)
(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

2 積替え保管施設

住所: 東京都足立区本木南町18番8号 施設面積: 123㎡ 最大保管高さ: 1.9m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類	フレコン袋4袋 : 4.0 ³
金属くず	プラスチックかご12個 : 0.94 ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	プラスチック容器27個 : 1.08 ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物)	プラスチック容器 : 0.83 ³
	保管量合計 : 6.85 ³

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 7月 23日 新規許可
平成 30年 7月 23日 更新許可 第5回
平成 30年 9月 21日 変更許可 種類の追加(汚泥、廃酸、廃アルカリ)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

